時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和３年４月 | １件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 検出事項について勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給処理を行った。今後は、所属職員に対し時間外勤務を行った場合には期限までに実績入力及び承認を行うよう引き続き周知していくとともに、直接監督責任者及び庶務担当者による勤務実績未入力案件の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）